

「不利益処分」基準等公開票（条例又は規則）

不利益処分名	利用の制限	
根拠条例等・条項	堺市立ビッグバン条例第8条	
所 管 課	泉北ニューデザイン推進室	事業推進担当 課
処 分 基 準	・<u>設定</u> ・設定できない ・基準を公開できない 【堺市立ビッグバン条例 抜粋】 (利用の制限) 第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者については、ビッグバンの利用を拒否し、又は退去を命ずることができる。 (1) 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑となる物品若しくは動物の類を携行する者 (2) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認められる者 (3) 暴力団の利益になり、又はなるおそれがあると認められる者 (4) 前3号に掲げる者のほか、ビッグバンの管理上支障があると認められる者	
聴聞・弁明の機会 の付与の区分	聴聞又は弁明の別	・ <u>聴 聞</u> ・弁 明
	(聴聞又は弁明の 手続を省略する場 合の根拠条項等)	
	個別例規により聴 聞又は弁明の手続 の適用が除外され る場合の根拠例規 及び条項	